

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。</p> <p>一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数</p> <p>イ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。)(第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画(以下「集団移転促進事業計画」という。))において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域(以下「移転促進区域」という。)(のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合) 五戸</p> <p>(1) 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域</p> <p>(2) 水防法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域</p> <p>(3) 水防法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域</p> <p>(4) 活動火山特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第三条第一項に規定する火山災害警戒地域</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律五十七号)第七条第一項に規定する土砂災害警戒区域</p> <p>(6) 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律百二十</p>	<p>(住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。ただし、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。)(第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が二十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。</p>

三号) 第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域

ロ イに掲げる場合以外の場合 十戸

二 集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数の半数以上の戸数

(集団移転促進事業計画の協議の申出)

第二条 集団移転促進事業計画の協議の申出は、集団移転促進事業計画協議申出書(別記第一号様式)により行うものとする。

(法第七条各号に掲げる経費)

第六条 法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一三 (略)

四 法第七条第四号に掲げる経費 移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り(当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合(住宅の用に供されている土地の所有者を確知することができない場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合を除く。)に限る。)に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることとを勘案して算定した価額

五・六 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
(削る)

三号) 第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域

ロ イに掲げる場合以外の場合 十戸

二 集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数の半数以上の戸数

(集団移転促進事業計画の協議の申出)

第二条 法第三条第一項の規定による集団移転促進事業計画の申出は、集団移転促進事業計画協議申出書(別記第一号様式)により行なうものとする。

(法第七条各号に掲げる経費)

第六条 法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一三 (略)

四 法第七条第四号に掲げる経費 法第二条第一項に規定する移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り(当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合に限る。)に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額

五・六 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法(昭和二十

二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは「五戸」と、「二十戸」とあるのは「十戸」とする。

改正後	改正前
<p>（集団移転促進事業の特例）</p> <p>第十一条 法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）又は法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された法第十二条第十二項に規定する集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号。以下この条において「集団移転促進法施行規則」という。）第一条の規定にかかわらず、五戸とする。ただし、国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き、集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（集団移転促進事業の特例）</p> <p>第十一条 法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）又は法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された法第十二条第十二項に規定する集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号。以下この条において「集団移転促進法施行規則」という。）第一条の規定の適用については、同条中「十戸」とあるのは「五戸」と、「ただし」とあるのは「ただし、国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き」と、「二十戸」とあるのは「十戸」とする。</p> <p>2・3（略）</p>